

ケーブルテレビ事業者向け

辺地共聴施設のケーブルテレビへの
代替に向けたマニュアル

令和6年8月7日

株式会社情報通信総合研究所
株式会社 NHK テクノロジーズ

目 次

1	はじめに	1
1.1	背景	1
1.2	目的	3
1.3	本マニュアルの対象	3
1.4	関係者の範囲と主な役割	3
1.4.1	ケーブルテレビ事業者	4
1.4.2	共聴組合	4
1.4.3	総務省	4
1.4.4	地方公共団体	5
1.4.5	電力会社	5
1.4.6	電気通信事業者(NTT 東西)	5
1.4.7	地上基幹放送事業者	5
2	辺地共聴施設の現状と課題	6
2.1	辺地共聴施設の現状調査	6
2.2	令和 5 年度アンケート調査の結果からの気づき	6
2.2.1	施設の設備構成	7
2.2.2	ネットワーク総延長	7
2.2.3	導入後の設備改修状況について	7
2.2.4	組合費・積立金	7
3	ケーブルテレビへの移行に向けた事前の作業・調整等	8
3.1	共聴施設や組合の把握	8
3.2	共聴組合への接触	9
3.3	共聴組合代表者への説明事項	10
3.4	共聴施設・組合について把握すべき事項	10
3.5	ケーブルテレビへの代替に向けた共聴組合代表者等との調整や確認事項	11
3.6	経費の積算等	12
4	住民周知・説明会・同意取付け	13
4.1	関係者との連携・役割分担	13
4.2	周知	14
4.2.1	案内の認識	14
4.2.2	案内文書等の名義人、案内方法	14
4.3	説明会等	15
4.3.1	説明内容等	15
4.3.2	世帯への訪問説明	16
4.4	同意取付け	16
5	ケーブルテレビへの代替工事	17
5.1	代替工事	18

5.2	宅内工事の留意点	18
5.3	既存施設の撤去	19
6	スケジュール	19
7	課題解決へのアプローチ	20
7.1	共聴施設(組合)の現状	20
7.2	代替のメリット	21
7.3	資機材の状況	21
7.4	相談・参考事例	21
8	(ご参考)総務省支援措置	22

1 はじめに

1.1 背景

山間部など、電波が届きにくい地域において、テレビ放送を受信する目的で設置された共同の受信施設である辺地共聴施設¹は、昭和30年に誕生したものであり、現在においても、多くの施設が、地域の住民組合による管理・運営のもと、テレビ放送の受信環境維持に大きな役割を果たしている。

平成15年から平成24年3月にかけて実施されたテレビ放送のデジタル移行(以下、「地デジ移行」という。)に際して、多くの施設がデジタル化改修されるとともに、地上デジタル放送に用いる周波数の特性により、これまでアナログ放送を受信できていた地域においても新たな難視聴が生じることとなり、その対策として、更なる共聴施設が整備されることとなった。

これらの辺地共聴施設については、地デジ移行に伴う改修・整備から既に10年以上、地デジ移行以前から存在する施設の一部設備についてはそれ以上の時間が経過し、地デジ移行後、多くの施設において必要な改修が十分に実施されていない状況となっており、設備の老朽化が深刻化している。

このような状況のもと、総務省が開催する、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の第17回会合²においては、(一社)日本ケーブルテレビ連盟から、テレビ放送の受信環境維持・整備の観点から、辺地共聴施設のケーブルテレビへの代替に対するケーブルテレビの貢献、それに伴う支援要望が示された。これを踏まえ、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)」³において、ケーブルテレビについては、辺地共聴施設の代替先となり得ることも含め、地域における放送の送受信環境の維持の担い手として重要性が増している現状にかんがみて、今後の方向性として、辺地共聴施設の更新における財政的支援について検討するとともに、共聴組合からの維持管理・更新についての相談に応える窓口を設置するなど、住民が引き続き安定的に放送を受信できるよう、支援の検討を進めることが提言されている。

更に、本検討会の下に設置された「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」(以下、「BB代替WT」という。)における取組の一端として、将来、想定され

¹ ・施設については、NHKが管理・運営に関与する「NHK共聴施設」が含まれ得るが、本マニュアルにおいては特段の記載がない限り、NHK共聴施設以外の施設を意味するものとする。

・NHK共聴施設の、ケーブルテレビへの代替については、まずはNHKと共聴組合との間で調整が図られるものと考えられるが、本マニュアルは取組の一助になるものとする。

² ・開催日 令和5年5月12日

³ ・公表日 令和5年10月18日

る地上デジタル放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替を見据えて、代替に伴う課題把握や効果的な住民への説明方法等を探ることを目的に、令和4年度から2年間、茨城県及び千葉県の辺地共聴施設4カ所において、ケーブルテレビに代替する実証事業(以下、「代替実証事業」という。)が実施された。併せて、当該事業の基礎的調査の一環として、地デジ移行後初めてとなる全国の辺地共聴施設を対象にした「令和5年度辺地共聴施設アンケート調査」(以下、「令和5年度アンケート調査」という。)が実施された。

当該調査の結果によれば、地デジ移行から現在まで、大規模な改修を行ったとする施設は限定的であり、進みつつある設備の老朽化への対策が十分に進んでいないことが判明したほか、住民の減少とそれに伴う収入の減少により設備の更新費用を捻出できない、また、多くの辺地共聴施設は同軸ケーブルによって構築されているものの、業界における光化の進展により、同軸ケーブル用各種装置の生産終了が相次いでいることを背景とし、故障時の修理が難しくなっているとのコメントが寄せられるなど、既存施設の維持が困難になりつつある実態が明らかとなった。

総務省においても、共聴組合や関係市町村等から施設の老朽化に対応するための支援創設を求める要望が相次いだことも踏まえて、共聴施設の光化更新に伴う費用に対する支援、また令和4年度からは、辺地共聴施設のケーブルテレビへの代替に係る補助事業を通じた支援⁴を実施しているところではあるが、ケーブルテレビへの代替、また、更新を実施した施設の数に限られているのが実態となっている。

今後、辺地共聴施設を取り巻く環境は、施設の老朽化に加えて、地域における人口減少、また、住民の高齢化などにより、更に厳しいものとなることが予想される。地上デジタル放送の受信を辺地共聴施設に頼る地域における、将来に渡る受信環境を維持する観点から、放送事業者として安定的な放送サービスを提供する、ケーブルテレビによる施設の代替に大きな期待が寄せられている。

本マニュアルは、これまでの代替実証事業および令和5年度アンケート調査の結果等も踏まえて、辺地共聴施設のケーブルテレビへの代替に際して、実務的、かつ、円滑な実施の参考とするために取りまとめられたものである。

ケーブルテレビ事業者を始め、関係する幅広い方々にお役立ていただければ幸いである。

⁴ ・共聴施設ネットワーク強靱化支援事業(令和3,4年度 総務省事業)
・「「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」において、共聴施設のケーブルテレビ代替を支援対象化(令和4年度第2次補正予算から)
・「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業」において、共聴施設単独更新を支援の対象としたほか、ケーブルテレビ代替についても拡充

1.2 目的

前述のとおり、辺地共聴施設の維持管理や更新に係る人材面、設備面、資金面での課題が顕在化してきており、難視聴地域における放送の受信環境維持に困難が生じつつある。

一方で、ケーブルテレビ事業者は、辺地共聴施設に比べて、一般的には施設や資金など、あらゆる点で格段に規模が大きく、また、放送全般に係る高い専門知識や専門スタッフを有することから、施設の維持管理や更新、故障等について、より適切な対応が期待できるほか、住民は安定的かつ多様な放送サービスを享受することが可能となるものと考えられる。

以上の認識に基づき、本マニュアルは、辺地共聴施設について、共聴組合の理解を得つつ、ケーブルテレビに代替するにあたっての基本的な考え方、協議の進め方、支援方策及び留意事項等を示すことを目的とするものである。

1.3 本マニュアルの対象

本マニュアルは、ケーブルテレビ事業者を対象とするものである。その他、地方公共団体等においても参照することが期待される。

また、本マニュアルは、難視聴地域において、地上デジタル放送を受信・視聴するために、地域住民が共同設置・運営する辺地共聴施設について、ケーブルテレビによる施設の代替のための取り組みについて扱うものである。⁵

1.4 関係者の範囲と主な役割

辺地共聴施設のケーブルテレビへの代替で一般的に想定される関係者と主な役割を以下にまとめる。

なお、本来、共聴組合側が接触すべき関係者について、調整に係る専門性の高さなどから、共聴組合側での対応が難しい事態も想定されるため、共聴組合に代わり、ケーブルテレビ事業者が連絡・調整を行うこととなる可能性がある点に留意が必要であるなど、共聴組合や地域が抱える事情も踏まえて、関係者間で調整のうえ、適切な役割分担を行うことが求められる。

⁵ ・本マニュアルの住民周知等に係る記載については、今後、実施が見込まれる、小規模中継局等のブロードバンド等による代替における住民対応において一助にもなり得るものと考えられる。

1.4.1 ケーブルテレビ事業者

- ・代替に係る全体工程管理
- ・共聴組合に対する自社の概要、提供サービスの説明
- ・共聴組合に対する代替の段取り、スケジュール、費用等の説明・調整
- ・共聴組合と連携した、住民に対する周知、説明、調整
- ・共聴施設の設備撤去(廃棄物処理)に係る調整(共聴組合と作業業者・処理業者の仲介)
- ・放送法に基づく有線一般放送の登録変更手続き
- ・国、地方公共団体の支援事業への申請手続き

1.4.2 共聴組合

- ・共聴組合員(住民)への、ケーブルテレビでの代替に係る周知、説明、調整
- ・共聴組合側の費用負担に係る調整(積立金の扱いを含む)
- ・共聴組合としての方針決定
- ・ケーブルテレビ事業者との共聴施設設備(自営柱等)の譲渡等に係る調整
- ・受信点等を設置する土地の処分等に係る調整
- ・電柱共架の契約解除手続き、設備撤去作業の業者依頼
- ・道路占有、河川占有許可の廃止手続き
- ・商用電源契約の解除手続き
- ・施設に係る損害保険契約の解約手続き
- ・総務省に対する有線電気通信法に基づく有線電気通信設備廃止届出手続き
- ・都道府県に対する放送法に基づく小規模施設特定有線一般放送の業務廃止手続き
- ・国、地方公共団体に対する過去に受けた補助事業に係る財産処分手続き

1.4.3 総務省

- ・地方公共団体と連携し、共聴施設のケーブルテレビでの代替に係る周知・働き掛け
- ・共聴組合からの相談受付、アドバイスの実施、ケーブルテレビへの代替希望を有する共聴組合の把握、代替希望の共聴組合とケーブルテレビ事業者との協業可否についての調査、ケーブルテレビ代替に係る支援事業の実施
- ・代替に伴う共聴組合に求められる行政手続きの案内・届出等の処理(有線電気通信法等に基づく行政手続きや過去に実施した補助事業に係る財産処分手続き⁶等)

⁶ ・総務省以外の支援事業により整備されたものについては、他省庁も関係者の範囲に入り得る。

1.4.4 地方公共団体

- ・総務省と連携し、共聴組合からの相談・調整・支援の実施協力
- ・放送法に基づく小規模施設特定有線一般放送の廃止届の処理(都道府県)
- ・地方公共団体所管の施設更新支援事業(スキームが存在する場合)
- ・道路占用、河川占用等廃止手続き
- ・地方公共団体の条例の確認および必要な手続き
- ・過去に実施した補助事業に係る財産処分

1.4.5 電力会社

- ・電力柱からの共聴架空線等の撤去手続き
- ・電気契約手続き

1.4.6 電気通信事業者(NTT 東西)

- ・NTT 柱からの共聴架空線等の撤去手続き

1.4.7 地上基幹放送事業者

- ・再放送同意に係る廃止手続き

2 辺地共聴施設の現状と課題

2.1 辺地共聴施設の現状調査

NHK 共聴施設を含めた辺地共聴施設は、地デジ移行時におけるデジタル対策の実績などを基にすれば、約 15,000 施設が存在すると推測されており、そのうち NHK 共聴施設は約 5,300 施設存在する。従って、住民組合のみで管理・運営する辺地共聴施設(地方公共団体が関与する施設を含む)は、約 9,700 施設存在すると推定される。

総務省は、辺地共聴施設の実態を把握するため、地デジ移行後では初となる全国的なアンケート調査を、令和5年度に郵送アンケート方式⁷により実施⁸し、約 4,000 施設の回答を得た。本回答については、NHK テクノロジーズにおいて集計・分析を実施し、その結果(速報)について、第 16 回 BB 代替作業 WT(令和5年12月20日)に報告を行った。

2.2 令和 5 年度アンケート調査の結果からの気づき

施設の概要、経営状況、更新に対する意向等についてアンケート調査を実施したが、ここでは、ケーブルテレビへの移行を念頭に留意すべき主な事項を以下にまとめる。なお、詳細な結果については、第16回 BB 代替作業 WT 説明資料に掲載されているので、そちらを参照願いたい。

また、アンケートに寄せられた組合からの主なコメントは、以下の通りである。

- ・高齢化により組合員減少し、維持管理費の収入も減少し設備の維持そのものが難しい
- ・施設の受信点から集落、集落内も含めて伝送距離が長く、維持改修費が高額になる
- ・電柱の共架料、添架料も伝送路が長くなると経費負担も大きくなり課題である
- ・現状の設備維持が精一杯で、施設撤去も検討したが撤去費用も捻出できない
- ・近隣に設備のメンテナンス業者がいないため、故障時の復旧には時間がかかる

⁷ ・本調査は、令和5年8月から12月までの間、有線電気通信法等に基づく共聴施設等の届出データを元に、設置理由を地形による放送波の受信が困難と分類されるものであって、主体が住民による自主的な運営による共聴組合とされるものを抽出したうえで、各総合通信局等を含む総務省における調査等において把握した廃止等施設を除外した、約 8,600 施設を対象に、郵送等によるアンケート調査を実施したもの。

なお、組合の代表者からの回答であって、組合の総意まで求めている点に留意が必要である。

⁸ ・令和4年度においては、限定的な調査(約 1,110 施設から回答)を実施し、加入世帯数、伝送路構成、経営状態、直近の大規模改修時期、設備更新意向、ケーブルテレビ代替希望の有無、支障状況等の把握を行った。

2.2.1 施設の設備構成

約 83%の施設は同軸ケーブルで構成されているとの結果であった。放送通信業界において光化が進む中、同軸ケーブル及びその関連資機材の市場は急速に縮小しており、今回のアンケート調査でも、修理における同軸ケーブル資機材の在庫がないといった声が寄せられている。

更に、同軸ケーブルシステムは災害への脆弱性という課題もあることから、安定的な放送受信環境を維持していく観点から、ケーブルテレビへの代替による光化の一層の促進が重要であると言える。

2.2.2 ネットワーク総延長

辺地共聴施設のネットワーク総延長について、平均総延長は 5.5km であった。全体の約 69%は 5km 以下となっており、中でも 1km 以下は約 29%を占める。一方で、10km を超えるものは約5%との結果となった。

2.2.3 導入後の設備改修状況について

アナログ放送の終了に伴うものと考えられる、平成 23 年から平成27年までに大規模改修された施設の累計は約 15%であり、平成28年から令和 2 年までが約 4%、令和3年以降が約 5%と、地デジ移行後の更新は全体の約 24%を占めている。「不明・無回答・その他」が約63%と最も高い割合を示しており、最後の大規模改修から相当の時間が経過したため、時期の把握が困難となっている可能性が高いと推測される。その他、地デジ移行前の時期のものも含めて、設備の老朽化が進んでいることが窺える。

2.2.4 組合費・積立金

組合費について、約 76%の施設で定期的な徴収がおこなわれており、その月額平均は約 700 円であった。個々の共聴組合により事情は異なるが、いずれにしても、住民にとって、代替後にどの程度の費用が生じ続けるのかは、代替の賛否に大きく関わる話であり、ケーブルテレビ事業者においても、例えば、地デジのみの再放送サービスを提供していない場合はそのサービス化を検討するなど、共聴組合が移行しやすいサービス等の検討・提供を行うことが期待される。なお、ケーブルテレビへの代替を希望する共聴組合に対して、許容されるケーブルテレビ月額利用料を問うたところ、1,000 円未満との回答が約 36%、1,000 円以上 2,000 円未満が約 22%という結果であった。

また、施設更新のための積立金については、約41%の組合が実施しているに留まってお

り、代替を希望する組合側が十分な資金を有していないケースも想定される。従って、ケーブルテレビ事業者においては、共聴組合の現状を把握し、今後生じる得る施設更新や組合員の減少等、組合が抱える課題等を踏まえた経済面での影響を予測したうえで、共聴施設運営を継続した場合とケーブルテレビに代替した場合について、それぞれの中長期的な費用負担見込み等を提示することにより共聴組合が適切な判断を下せるよう取り組むことが望ましい。

3 ケーブルテレビへの移行に向けた事前の作業・調整等

辺地共聴施設のケーブルテレビへの円滑な代替にあたっては、辺地共聴施設に係る情報収集から始まり、共聴組合以外の幅広い関係者との調整も求められる。様々な事情を抱える住民らで構成される共聴組合の性質を踏まえれば、ケーブルテレビでの代替に対する組合の合意形成が極めて重要な要素となる。ここでは、ケーブルテレビ事業者側の視点に立って、円滑な代替を実現するためのポイントとなる主な事項について整理し解説する。

3.1 共聴施設や組合の把握

ケーブルテレビ事業者は、一般的に、自社のサービスエリア外の辺地共聴施設について、共聴施設や組合自体の所在を把握していないことが多いと考えられることから、まずその所在を認識することが代替に向けて重要なステップとなる。共聴組合や地方公共団体などからケーブルテレビ事業者に代替の相談が持ち込まれる場合を除き、代替の契機となる主なタイミングとしては、ケーブルテレビのサービスエリアの拡大時になると考えられる。従って、エリア拡大を行う際には、辺地共聴施設に係る情報を有する総合通信局、地方公共団体にその存在を確認することが望ましいと考えられる。⁹

また、後述するように、代替に係る共聴組合内の合意形成に一定の時間¹⁰を要することが予想されるため、代替可能性のある辺地共聴施設の存在の有無の確認は、時間的余裕を持って対応することが望まれる。

⁹ ・行政情報の第三者提供となるため、総合通信局においては、該当する共聴組合が存在し、組合としてケーブルテレビへの代替に関心があるような場合には、組合側からケーブルテレビ事業者に連絡をするよう促すなど、対応に留意することが必要である。

¹⁰ ・令和5年度実証事業にて、100世帯程度の共聴組合をケーブルテレビで代替した際、組合内の合意形成に2～3ヶ月の時間を要した。

< 共聴施設の存在把握方法 >

① 各総合通信局等への確認

有線の共聴施設は、有線電気通信法に基づく届出等で把握
(令和5年度アンケート調査により共聴組合のニーズも把握)

② 地方公共団体への確認

地デジ移行時の補助事業等実施、運営の関与等から情報を有している可能性

③ NHK への確認

NHK共聴は NHK において把握

3.2 共聴組合への接触

共聴組合への接触・説明は、一般的に、その組合長(代表者)に対して行うことになる。ケーブルテレビでの代替を検討する辺地共聴施設が、ケーブルテレビ事業者のサービスエリア外に位置する場合は、共聴組合関係者がケーブルテレビ事業者を認識していないことが想定される。従って、ケーブルテレビ事業者としては、共聴組合が自社のことを何ら知らないとの前提に立ち、自社に関する概要、また、接触の趣旨を適切かつ丁寧に説明し、継続して意思疎通を行える信頼関係を構築することが第一歩となる。

合議体である共聴組合を念頭に、組合長のほか辺地共聴施設の状況を理解する関係者¹¹などに説明・理解促進の仲介役をお願いするなど、周囲の支援を仰ぐことも、取組を進めるうえで重要である。

なお、共聴組合への接触にあたっては、施設が所在する地方公共団体の担当者に対して、事前に代替の取組についての説明を実施し、代替に係る住民周知等における地方公共団体の側面支援の可能性、また、地方公共組合側に当該の共聴施設や組合についての認識があるのであれば、その情報についても確認することが望まれる。加えて、ケーブルテレビ事業者が共聴組合に接触することにより、組合関係者から地方公共団体に対して情報提供や相談が持ち込まれることも想定され、担当者が適切に対応できるよう環境を整えるという意味からも重要な取組となる。

¹¹ ・施設設置当時を知る住民、自治会長などが想定される。

地方公共団体の担当者に説明しておくべき事項例は以下の通りである。

- ・ケーブルテレビ事業者の概要、地域での取組実績
- ・自社サービスエリアの整備計画と代替を想定する共聴施設との位置関係
- ・想定スケジュール
- ・自社の対応窓口の担当者と連絡先

3.3 共聴組合代表者への説明事項

共聴組合代表者への主な説明項目は以下の通りであるが、共聴組合側が求める情報や疑問点、不安に感じることを適切に把握し、また代替検討の進捗度合に応じた説明を行うことが求められる。

(1)会社概要

(2)ケーブルテレビのサービス

- ・辺地共聴施設による視聴との違い
- ・地上波視聴可能チャンネル、料金
- ・代替によるメリット、デメリット
- ・追加サービス(衛星放送、CS 多チャンネル、ブロードバンド等)
- ・住民に対する周知・説明等に係るケーブルテレビ事業者の支援
- ・既存設備の撤去費用

(3)ケーブルテレビ代替のプランの概要

- ・想定される整備内容、スケジュール
- ・代替実施の前提となる条件(費用負担、最低加入数、既存設備の扱い等)
- ・保守体制

3.4 共聴施設・組合について把握すべき事項

ケーブルテレビ事業者において代替を検討するにあたり、辺地共聴施設や組合の現状を把握することは欠かせない作業となる。ここでは、共聴組合側から入手すべき主な事項についてまとめている。

(1)施設の状況

- ・線路図等施設関連書類、使用する電柱の種別、土地権利関係等
- ・故障状況、老朽化具合等
- ・施設の維持管理活動の状況、課題
- ・施設更新に向けた計画、見積¹²

(2)共聴組合の状況

- ・住民数の現状と推移、運営や活動の状況、組合費、積立金等
- ・留意が必要な組合員(事業所や病院等施設、長期不在者等)の有無
- ・既存施設によるテレビ視聴、施設の将来性に対する住民の認識
- ・ケーブルテレビへの代替に対する住民の認識
- ・現在の地方公共団体からの支援の状況
- ・辺地共聴施設に対する過去の公的支援の実績・関連資料

3.5 ケーブルテレビへの代替に向けた共聴組合代表者等との調整や確認事項

住民に対する合意取り付けのプロセスに入る前に、組合代表者、更には組合役員等と、代替の概要や方向性などについて十分な調整を実施し、意思統一を図る必要がある。

ここでは、調整を実施すべき主な項目をまとめている。

- ・代替方針(全面移行を目指すのか、希望者のみの部分移行もあり得るのか等)
- ・提供されるサービスの内容(視聴可能なチャンネル等)
- ・ケーブルテレビサービスの利用者に生じる費用(初期費用、月額費用等)
- ・利用者に生じる金銭以外の負担(宅内工事実施等)
- ・ケーブルテレビ施設整備に係る費用や既存設備の撤去など、代替に伴って生じる得る費用負担の整理(生じる費用に係る共聴組合とケーブルテレビ事業者の負担部分の整理、共聴組合の積立金からの支出や利用者に求める一次負担金の整理)
- ・国や地方公共団体からの支援、支援に必要となる手続きに係る役割分担
- ・代替スケジュール
- ・住民への周知、説明方法、タイミング
- ・行政手続き、各種契約手続き(電力、NTT 東西、借地等)の役割分担

¹² ・共聴組合側が既に得ている見積書等の資料は、既存施設更新のケースの将来費用を算定のするうえで有用。

- ・既存設備の扱い
- ・共聴組合資産のケーブルテレビ事業者への資産譲渡の手続き(譲渡資産がある場合)
- ・代替に係る共聴組合とケーブルテレビ事業者間の契約(取決めしている内容)手続き
- ・代替に係る積み残し課題の整理
- ・住民のケーブルテレビ加入契約手続きの方法(ケーブルテレビ事業者が各世帯を訪問する等)

なお、組合資産の確認漏れによる後のトラブルが起きないように、総意が必要である。確認しておく点としては、「組合資産の状況」、「代替に伴う組合資産の扱い」、「組合資産が残る場合の管理方法」、「私有地に建柱されている組合の自立柱を代替後も継続利用する場合の扱い」などがある。

また、共聴施設の撤去費用の負担が課題となるケースが認められることから、何を、どれだけ、いつまでに、どのように撤去するのか(電柱管理者との間でいつまでに実施しないといけないのかの確認も必要)、その費用負担は誰がどのように行うかを行き違いのないように検討する必要がある。

3.6 経費の積算等

ケーブルテレビの代替に関する経費については、主に次のようなものがある。

① ケーブルテレビ幹線工事関連

経費区分	内容	機器・工事の名称
施設・設備費	伝送路	同軸ケーブル、光ファイバケーブル、コネクタ、分岐・分配器等 電柱(自立)、電柱(共架改修費含む)、ケーブル保護管等 光送信機、光増幅器、延長増幅器等 電源供給器、電源挿入器等
	附帯工事費	調査設計費(交付決定後に実施する詳細な現地調査、設計等) 施工・建築費 改修補強費 諸経費(現場管理費、一般管理費)等 整備に必要な撤去費用 上記に付随して必要な手続き費用

② ケーブルテレビ等加入関連

経費区分	内容	機器の名称
施設・設備費	有線一般放送施設等を利用するための初期費用	ケーブルテレビサービス新規加入初期費用(幹線負担金、加入契約料、引き込み工事費、宅内工事費、調査費) 有線一般放送事業者の提供サービス新規加入初期費用(加入契約料引き込み工事費、宅内工事費、調査費) 既存共聴施設への新規加入初期費用(幹線工事費、引き込み工事費、加入費、調査費)

③ 共聴施設撤去工事関連

経費区分	内容	機器の名称
施設撤去費	共聴施設を撤去するのに係る費用	撤去費(工事費、申請手続き、廃棄処分費 等)

4 住民周知・説明会・同意取付け

住民への説明は、組合の規模や地域住民の繋がりや度合い、また、現に支障が生じているといった共聴施設の老朽度合いから来る切迫状況など、それらを踏まえて説明内容を検討し実施されるべきものであり、事前に組合代表等と十分な調整を図ったうえで実施することが肝要である。また、テレビ受信の仕組み、ケーブルテレビに関する知識を持たない住民も多く含まれることを前提に、丁寧かつ適切な説明により正確な理解を得ることが、代替に対する組合全体の円滑な同意取付け、将来のトラブル発生の防止に繋がるものである。

基本的なプロセスとしては、①代替に係る周知(＋説明会開催の周知) ②説明会の開催(総会開催の周知) ③組合総会の開催(同意取付け) ④代替実施の周知 といった流れが想定される。

4.1 関係者との連携・役割分担

住民周知や説明会は、共聴組合役員などの関係者とケーブルテレビ事業者が連携して企画・調整し実施することとなると考えるが、例えば、市町村においては、代替に係る住民からの意見や疑問等を受け付ける窓口機能を担うといったこと、また、総務省においては、共聴施設の全国的な状況や支援事業について説明会で説明、資料の提供を実施するといった、

円滑な代替に向けた側面支援的な役割を担うことも想定される。いずれにしても、施設の状況や抱える課題等事情を踏まえて、関係者間で十分に調整し、各々の役割を認識させることが重要である。また、関係者が増える場合には、組合側に混乱が生じないように、組合との連絡窓口を誰が担当するかを明確にすることが適当である。

4.2 周知

普段の住民付き合いの中で話が共有される世帯数が限られた施設以外については、何らかの手段により、代替についての周知が必要となる。テレビ視聴が生活の一部となっている実態を踏まえれば、代替の実施は住民生活に大きな影響を及ぼすものであり、組合員全てに周知される必要がある。従って、ケーブルテレビ事業者においては、施設や住民の実態を踏まえつつ、共聴組合側と周知の方法等について綿密にすりあわせを行う必要がある。

なお、令和4年度代替実証事業(回覧を用いた案内を実施)において得られた結果を踏まえての留意点等は次の通りである。

4.2.1 案内の認識

案内文書についての調査を住民に実施したところ、全体の半数弱の世帯で案内文書を読んでいないとの結果となった。従って、必要に応じて、代替に対する住民の認知度を確認しつつ、複数回、また、多様な方法による案内を検討・実施することが望ましいと考えられるほか、特に、代替についての丁寧な説明を要すると想定される高齢者や連絡がつきにくい長期不在者がいるようであれば、それらに応じた適切な手法について検討・実施する必要がある。

4.2.2 案内文書等の名義人、案内方法

案内文書の名義人は、「町会長・自治会長・組合長」や「行政機関」、媒体としては、「地域の回覧板」であれば安心できるとの回答が多く寄せられる結果となった。

案内文書の名義人は、「住民にとって自分には関係のないお知らせの類い」、「商品の宣伝」といったものと捉えられないようにする観点から、「町会長・自治会長・組合長」を検討するほか、ケーブルテレビ事業者名とする場合でも、これらとの連名にするといった工夫が期待される。市町村の協力が得られる場合には、市町村名による発出も効果的であると考えられる。

文面については、代替という話が持ち上がっていることの情報提供を目的とするのか、代替に係る情報提供・意見交換のための説明会の開催について周知することを目的とするの

か、その趣旨を明確にし、記載すべき内容を関係者と調整を行いながら決定していくことが必要となる。

なお、住民が施設の抱える老朽化等の課題を承知しない場合には、テレビの受信方法を変える必要がある理由・背景事情について、簡潔に触れ、代替への関心、必要性について理解を図ることも有用であると考えられる。

4.3 説明会等

代替に対する理解を得るうえで、対面による説明会の実施は極めて重要な取組である。代替実証事業(令和 4、5年度)における住民調査においても、対面の説明会について、「必要(とても重要である)」、「あった方が良い」との回答が多数を占めた。また、代替実証事業(令和5年度)の調査において、説明会への参加動機を質問したところ、代替についての「詳細を確認したかった」、「(事前の周知において)情報が少ないと思った」との回答が多い結果となり、詳細説明を行う場の設定に対する強いニーズが認められた。

また、ケーブルテレビ事業者にとって、説明会の場は、住民との間における信頼関係を醸成する貴重な機会として、円滑な代替実現の重要なステップとなるものであり、共聴組合関係者とも十分な準備・調整を行い実施することが適切である。また、地方公共団体の協力が得られる場合には、担当者の同席を求めることが望ましい。

説明会は、日時を変えて複数回実施することが望ましい対応であるが、結果的に参加できない住民が生じることは十分に考えられるので、そのフォローについては、事前に共聴組合と調整し方針を固めておくといよい。

4.3.1 説明内容等

住民説明においては、テレビ視聴に対する専門的知識を持たない住民が大半であることを想定し、分かりやすく、丁寧に、要点を外さずに説明することが肝要である。単に時間をかければ良いと言うわけではなく、意識を持って住民が話を聞ける程度の時間内に収めた説明を心がけるべきである。

共聴施設の課題が住民目線では顕在化していないといった場合もあるため、代替の必要性に対する疑問を払拭するため、辺地共聴施設が抱える潜在的な課題や将来生じ得るリスクについて説明し、代替に対する理解を十分に得る必要があるほか、代替に伴うネガティブな要素についても適切に説明、認識を持たせ、共聴組合の総意として納得できる判断をくだせるように配慮が必要である。なお、共聴施設における代替の成功事例について共有できるものがあれば、参考として提供することも理解を得るうえで効果的であると考えられる。

また、質疑応答の機会を十分に用意することが必要であるほか、意見や質問が気楽に発言できる環境作りに配慮することも重要なポイントとなる。資料は、持ち帰ることができるよう紙でも配布することが望ましい。

なお、代替実証事業(令和5年度)における住民調査において、ケーブルテレビ事業者の認知度を確認したところ、「知らない」との回答が多い結果となっている。従って、ケーブルテレビ事業者が地域において取り組んでいる、これまでの活動実績や地域との関わりなどを紹介し、住民の不安感や心配を取り除く説明を挟む必要があることに留意が必要である。

4.3.2 世帯への訪問説明

代替実証事業(令和5年度)における住民調査において、説明会の開催方法を確認したところ、「個人宅へ訪問しての説明」との回答も多い結果となった。世帯の多い組合での実施は、ケーブルテレビ事業者への説明負担が大きいものの、例えば、集合形式の説明会に参加出来ない住民向けの対策として、また、世帯数が限られる小規模な施設の場合など、その必要性や効率性に応じて検討すべきものとする。実施にあたっての留意点を以下に記す。

- ・ セールス活動と捉えられるほか、取組に対する不安感を生む可能性もあることから、訪問説明の実施については、共聴組合代表者等の了解を得たうえで、事前にその旨を住民に周知徹底したうえで、都合の悪いタイミングでの訪問とならないよう、配慮するなどして実施すべきである。
- ・ 訪問にあたっては、身分証の提示など、身元が分かる社員証の提示が必要であるほか、服装についても、ケーブルテレビ事業者の従業員であることが一見して分かるよう配慮する必要がある。
- ・ 代替実証事業(令和4年度)における住民調査において、切り替え(代替)の案内文書の名義人の安心度合いを確認したところ、地元関係者やご近所という回答が多い結果となっており、訪問においても同様の傾向があると推測される。については訪問にあたっては共聴組合関係者の動向についても検討・依頼を行うことが望ましい。

4.4 同意取付け

共聴施設からケーブルテレビへの代替を決定するにあたっては、一般的に、共聴組合の総会における賛同の議決を得る必要がある。総会にあたり、ケーブルテレビ事業者には、主に以下の資料提供を求められると考える。共聴組合側には、個々の事情があることから事前に確認・調整が必要となり、ニーズに沿った対応が求められる。

①代替後のサービス内容や料金

- ・基本料金で視聴可能な番組
- ・オプション契約で視聴可能な番組
- ・テレビ視聴以外のサービス(インターネット、電話など)
- ・基本料金、オプション契約の金額

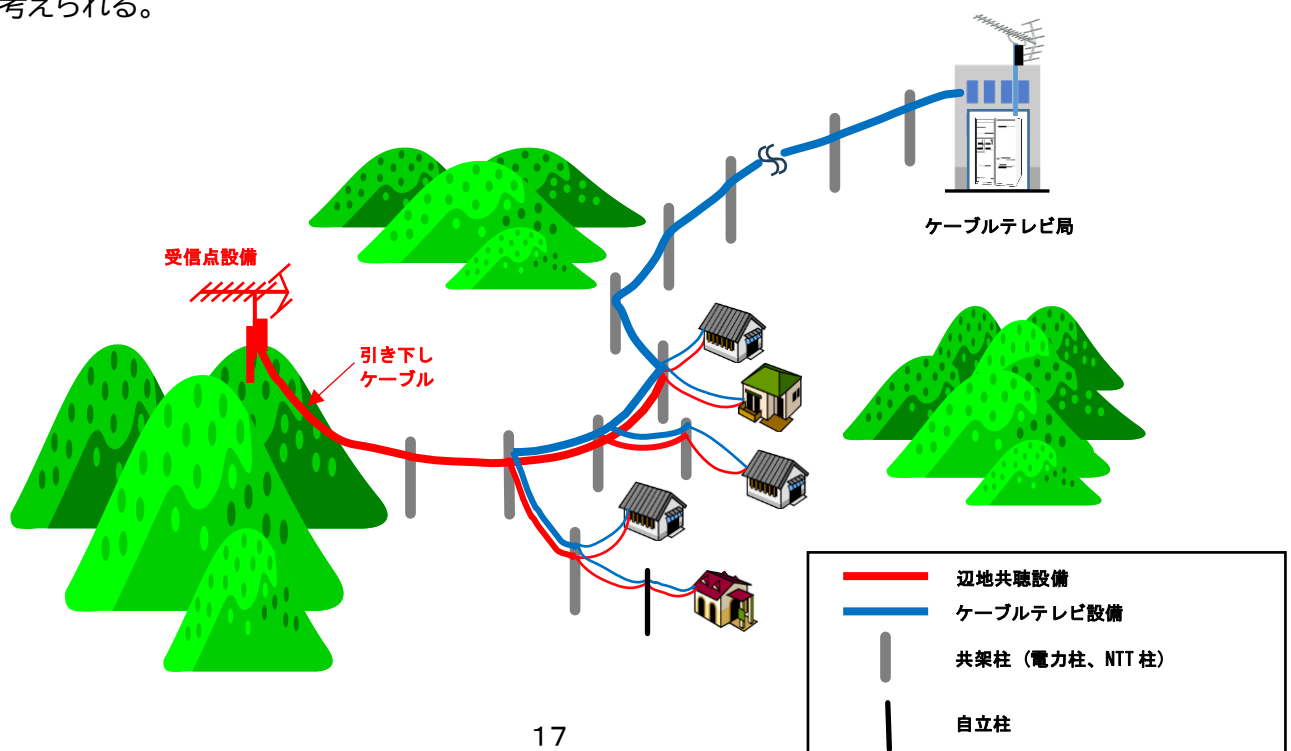
②代替作業のスケジュール

③代替に伴う共聴組合としての費用負担

なお、ケーブルテレビへの加入には、ケーブルテレビ事業者による有料放送サービスの提供に関して、個々の住民との間で契約を締結することが必要となるが、その際、ケーブルテレビ事業者には、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)に基づく消費者保護ルールに沿った対応が求められる。

5 ケーブルテレビへの代替工事

代替実施が決定し、工事を実施するにあたって住民との関係で主に留意すべき点は、宅内工事、共聴組合との関係では、既存設備に係る行政手続や撤去・譲渡に係る取扱になると考えられる。



5.1 代替工事

ケーブルテレビへの代替工事は、主に次の内容がある。

- ・組合、住民からの加入申込、流用資産の譲渡に関する資料等の書類受領
- ・ケーブルテレビ局センター設備の増設(※増設要の場合)
- ・幹線ケーブル延伸(※増設要の場合)
- ・幹線ケーブルの張替(※張替要(光ケーブル心線増設)の場合)
- ・増幅器やタップオフ、FTTH クロージャ等幹線設備の増設(※増設要の場合)
- ・共架する柱の増設(※増設要の場合)
- ・各住民宅への引き込み線配線、切替
- ・ケーブルテレビに切替後、保安器(V/ONU)でのケーブルテレビ事業者としての品質確認
- ・宅内でのテレビ視聴確認
- ・宅内設備での不良箇所の確認及び修繕
- ・各住民からの工事完了確認書の書類受領

なお、ケーブルテレビへの代替に伴い、現用の共聴施設の撤去に係る手続きは、主に以下が想定される。

- ・旧共聴設備で関係機関に申請許可を得ていたものに対する廃止申請手続き
- ・旧共聴設備で私有地を使用していた際に締結していた契約書や覚書の終了手続き
- ・旧共聴設備の撤去工事
- ・撤去した旧共聴設備の廃材処理

5.2 宅内工事の留意点

工事の実施においては、一般的なケーブルテレビ加入に係る手続・取扱いと同様に実施することが想定されるが、必ずしも、自ら進んでケーブルテレビに加入する意志決定をした訳ではない住民も存在する可能性があることから、より一層丁寧な対応を心掛ける必要がある。また、対応に困難が生じる場合は、共聴組合関係者と協議し必要な支援を求め、代替に対する理解を得るよう説得することも検討すべきである。

なお、宅内設備側での不良箇所に係る修繕等が生じる場合について、必要な費用を該当住民から回収する場合には、事前に共聴組合側と協議し調整を図っておくべきである。

5.3 既存施設の撤去

ケーブルテレビの代替に伴い、既存設備を撤去等する場合は、以下の手続等が必要となる。
 なお、財産処分手続については、各設備に応じた処分制限期間に従って、手続の必要性を確認することとなるので、撤去等の実施に先立ち、時間的余裕を持って、当該補助制度を行っている総務省等関係機関に問い合わせる必要がある。

- ・(設備を譲渡する場合は)譲渡先との譲渡条件の調整、譲渡契約の締結
- ・(国などの補助事業を過去に実施している施設については)財産処分の手続

6 スケジュール

共聴施設をケーブルテレビへ代替する場合のスケジュールは、次の例のように想定される。

ただし、共聴施設の規模や地域事情、ケーブルテレビの伝送路設備の増設、共聴組合内での総会開催時期のタイミングや合意、補助事業を活用する場合は、申請から交付決定まで要する期間にも左右されるので、詳細は事業ごとに異なってくる。

【ケーブルテレビへ代替する場合のスケジュール(例)】

	3ヶ月			6ヶ月			9ヶ月			12ヶ月		
共聴組合 検討 ・ケーブルテレビから見積収集、施工内容の説明 ・更新費用検討 ・総会開催(臨時開催を前提) ・組合員説明	■											
共聴組合 合意 ・ケーブルテレビと契約 ・更新準備 ・総会開催(臨時開催を前提) ・住民説明			■	■	■							
実施設計 ・材料調達 ・関係機関への申請書作成				■	■	■						
工事 ・更新設備の構築、着工 ・旧設備の撤去、竣工							■	■	■	■		

また、参考まで、ケーブルテレビへの代替ではなく共聴施設を全面更新する場合のスケジュールは、次の例のように想定される。

(参考)共聴施設を全面更新する場合のスケジュール(例)

	3ヶ月			6ヶ月			9ヶ月			12ヶ月		
共聴組合 検討 ・業者から見積収集、施工内容の説明 ・更新費用検討 ・総会開催(臨時開催を前提) ・組合員説明	■											
共聴組合 合意 ・業者と契約 ・更新準備 ・総会開催(臨時開催を前提) ・住民説明		■										
実施設計 ・材料調達 ・関係機関への申請書作成			■	■	■							
工事 ・更新設備の構築、着工 ・旧設備の撤去、竣工						■	■	■				

- * 上記のスケジュール(例)は、代替や全面更新をするにあたり、大きな支障がない最短のケースを想定している。
- * 「共聴組合 検討」は、代替や全面更新をする際の工事内容やその費用等を組合長(役員)ほかで検討して、役員会を開催して組合としての方針を検討する期間を示す。
- * 「共聴組合 合意」は、代替や全面更新について、ケーブルテレビ事業者や施工業者との契約について組合内で総会を開催し、住民説明を行い、住民の総意を得るまでの期間を示す。

7 課題解決へのアプローチ

共聴組合側にケーブルテレビによる代替希望があるものの、組合とケーブルテレビ事業者の間での条件が折り合わない、また、組合内での合意形成が進まないといったことがあり得る。そのような場合は、障害となっている事実をお互いが正確に把握したうえで、その障害を取り除く、又は、軽減する取組みが必要となる。解決の糸口になり得る主要素を以下に記載する。

7.1 共聴施設(組合)の現状

- ・ 施設における障害発生状況とその修理に要した費用・期間の実態把握
- ・ 自然災害による故障の状況とその復旧に要した費用・期間の実態把握
- ・ 共聴施設更新(光化)に伴う費用概算
(ケーブルテレビ代替、既存施設継続の場合とのコスト比較)
- ・ 組合員のこれまでの減少実態と将来予測(既存施設の保守・修理対応を継続した場合の費用負担の増加見込み)

7.2 代替のメリット

- ・ 放送事業者としてのケーブルテレビによる安定したサービス提供、故障時の迅速・的確な対応
- ・ 施設の維持管理・運営からの解放
- ・ コミュニティチャンネルによる地域番組や多チャンネル放送の提供、ブロードバンド等の通信サービスの提供
- ・ 組合運営の困難度(高齢化等による対応の難しさ)

7.3 資機材の状況

- ・ 同軸ケーブル資機材の在庫払底(修理困難)、値上がり、納期の遅延

7.4 相談・参考事例

- ・ 総務省(総合通信局)、市町村および保守業者への相談
- ・ ケーブルテレビへの代替事例の入手

8 (ご参考)総務省支援措置

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。
- 山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設について、耐災害性強化を図るための光化等に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

【令和6年度当初予算 12.5 億円】
 【令和5年度補正予算 24.7 億円】
 【令和5年度当初予算 9.0 億円】

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
 (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

○ 補助対象地域

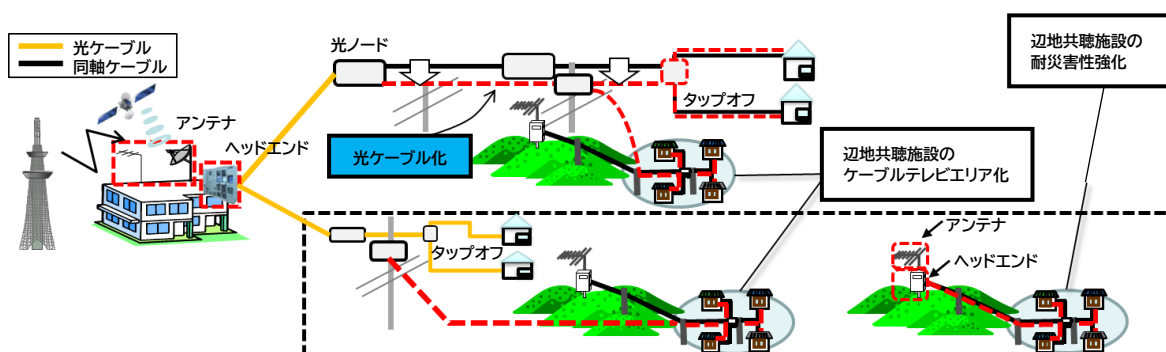
以下の①～③のいずれも満たす地域
 ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
 ②条件不利地域
 ③財政力指数が 0.8 以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2
 ※財政力指数 0.5 超 0.8 以下の地方公共団体は1/3
 ※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
 (2)第三セクター(承継事業者) : 1/3

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
 ※光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。



- ※辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化のみを行う事業や辺地共聴施設の耐災害性強化に伴う経費も対象化
- ※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用(放送設備及び一部伝送路設備)も対象化
- ※辺地共聴施設の運営に係る課題等の解決を促すための支援体制を構築